

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八郎潟町は、秋田県の県都秋田市の北に位置し、東西6.34km、南北5.92km、面積は17.00k㎡であり、県内で最も小さい町である。南東は五城目町に、北は高岳山系の稜線で山本郡三種町に、西は干拓事業により誕生した大潟村と承水路を隔てて接しており、地形としては町のほとんどが開けた平野となっている。

また、町の総人口は、昭和40年の8,379人をピークに平成2年まではほぼ横ばいで推移したのち、平成7年以降は減少を続けている。平成27年には6,079人とピーク時の約7割程度の人口へ減少した。(国勢調査)

高齢化率をとってみても、平成29年度で秋田県は全国で最も高く、その中で当町は10番目と高い高齢化率となっている。

年齢3区分別人口の推移では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は増加を続けている。

総人口に占める老年人口の割合(高齢化率)は、昭和55年に9.5%と1割に満たなかったものの、平成27年には37.1%と4割近くまでに上昇しており、高齢者1人を生産年齢人口1.42人で支える状況となっている。(別表1)

このことから本町における生産年齢人口の割合は低く、減少傾向にある。また、生産年齢人口の平均年齢は上昇傾向にあることから、少子高齢化及びそれに起因する人手不足に対応するためにも、労働生産性を向上させることが一つの課題となっている。

町の基幹産業は農業であり、農業振興地域は14.59k㎡と町面積の約85.8%を占めている。主要農産物は米であり、次いで枝豆等の豆類、野菜が主な生産物である。しかし、人口減少や高齢化のほか、農業経営所得の不安などから創業就業者の減少が続いており、主要生産人口自体が縮小してきている。

また、町の商工業関係は、中小企業がほとんどで、鉄鋼業や電子機器製造業、食品加工業、縫製業、建設業、小売業などあるが、いずれにおいても景気が悪い状況が続いている。

産業別総生産額は、平成26年度において12,681百万円。そのうち第1次産業が470百万円で3.7%、第2次産業が2,062百万円で16.3%、第3次産業が10,149百万円で80.0%となっている。第1次産

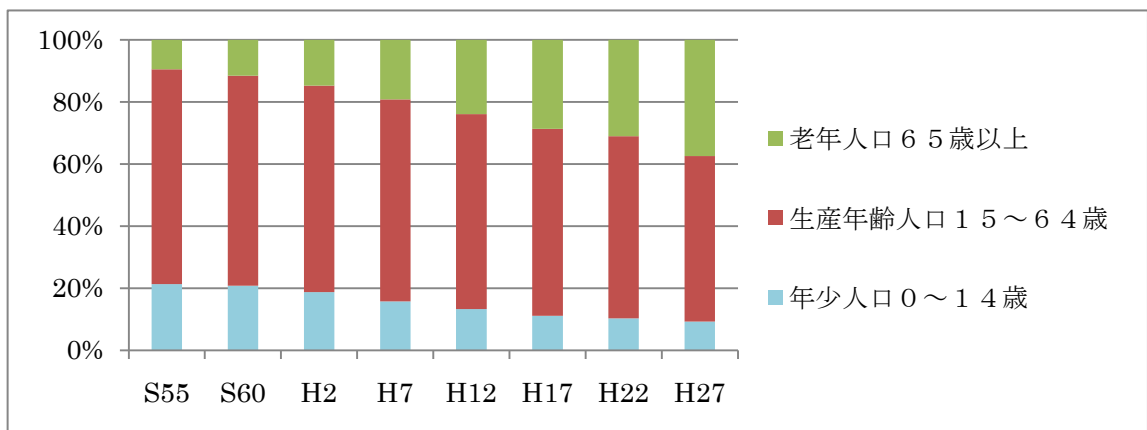
業の割合は平成24年度の5.1%をピークに減少し、第2次産業は平成16年度の10.5%を底に増加し、第3次産業は平成16年度の86.8%をピークに減少してきている。

中小企業者事業所の状況は、平成26年度において総数で291事業所、そのうち農業が5事業所、建設業が29事業所、製造業が22事業所、繊維工業5事業所、電子部品製造2事業所でそのほか卸・小売業・飲食店、サービス業などである。

中小企業において抱える共通課題は人手不足で、次に多いのが後継者不足である。また、生活様式の変化や人口減少に伴い基幹産業である農業のみならず全般で南秋田郡域内の市場が縮小しており、域外への新たな販路拡大や秋田県内外市場のニーズに対応できる先端設備等の導入が不可欠な状況にある。

町は商工会等との新たな連携を構築し、ビジネスのマッチング機会の提供や中小企業の製品をPRできる場所の提供など側面支援の強化を行い、バイヤーとの意見交換によるニーズの把握など新製品の開発、販路開拓に結びつけたいと考えている。

(別表1) 年齢3区分別人口の推移



(2) 目標

町は、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、秋田県内外のニーズにも対応できる技術と人材を確保して中小企業の生産性を高め、地域産業の振興を目指す。

これを実現するために、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町においては、農地所有適格法人 5 社、鉄鋼工場 1 社、電気部品工場 2 社、食品加工会社 4 社、縫製会社 1 社、建設会社 9 社のほか、医療福祉分野や小売業等、多様な業種の中小企業が町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町には工業地域はなく、中小企業の立地は全域に渡ることから、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、先端設備等の導入を促進する対象地域は八郎潟町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、基幹産業である農業をはじめ、鉄鋼業、電子部品製造業、食品加工業、縫製業、建設業、医療福祉業、小売業など多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。従って、本計画においては、労働生産性の年平均 3% 以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間について、3 年間、4 年間、または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。